

伴走支援型経営改善おうえん資金

コロナ禍の影響により積み上がった債務の借換需要並びに事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得る前向きな取組に対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図ります。

<p>融 資 対 象 と な る 方</p>	<p>◆ 京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている方で、以下のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方</p> <p>(1) セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定を受けた方</p> <p>(2) セーフティネット保証5号に係る市町村長の認定を受けた方</p> <p>(3) 以下のいずれかに該当する方</p> <p>ア 最近1箇月間の売上が前年同月比で5%以上減少している方</p> <p>イ 売上高総利益率又は売上高営業利益率（以下「利益率」という。）について、以下のいずれかの要件を満たす方</p> <p>(7) 最近1箇月間の利益率が前年同月の利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(4) 最近1箇月間の利益率が直近決算の利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(5) 直近決算の利益率が直近決算前期の利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>(4) 激甚災害（令和6年能登半島地震）の被害を受け、災害救助法が適用された地域内に事業所を有する方（別途、罹災証明書が必要になります）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《中小企業者》</p> <p>◎ 法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎ 個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> </div> <p>※ 京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の遅延の場合は、この限りでない。</p>
<p>資 金 使 途 融 資 期 間 等</p>	<p>◆ 資金用途：運転資金、設備資金</p> <p>◆ 融資期間：10年以内（必要に応じ、5年以内の据置可）</p> <p>◆ 返済方法：元金均等月賦返済（融資期間が1年以内の場合に限り、一括返済可）</p>
<p>融 資 利 率 及 び 信 用 保 証 料 率 (国補助後)</p>	<p>◆ 融資利率：融資対象(1)～(4)共通 年1. 1%（固定金利）</p> <p>◆ 保証料率：融資対象(1)、(2)及び(4)の方 年0. 2%</p> <p>融資対象(3)の方 年0. 2～1. 15%</p> <p>※ 条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
<p>融 資 限 度 額</p>	<p>◆ 1億円 (一般保証枠・セーフティネット保証枠とも、無担保の限度額は8,000万円)</p>
<p>担 保 ・ 保 証 人</p>	<p>◆ 保証協会の信用保証が必要</p> <p>◆ 連帯保証人は、必要に応じて徴求する (ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない) 代表者についても一定要件（①法人・個人分離、②資産超過であること）を満たせば不要</p>
<p>受 付 機 関</p>	<p>京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、 京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、 三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫</p>
<p>実 施 期 間</p>	<p>◆ 令和3年4月1日～令和6年3月31日保証申込受付分</p> <p>※「融資対象」(4)の場合、当該激甚災害の災害関係保証の適用期限までに融資実行される必要があります。</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

◆ 保証割合について

- ・ 表面「融資対象」(1)及び(4)の場合
保証割合は100%（全部保証）です。
- ・ 表面「融資対象」(2)及び(3)の場合
申込金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとなります。
ただし、責任共有制度の対象外となる既往借入金を借り換える場合、信用保証協会の保証付きの既往借入金の残高の範囲内で借り換える場合に限り、責任共有制度の対象外となります。

◆ 借換の特例について

本来、原則として、責任共有制度の対象となる既往債務を、責任共有制度の対象外となる保証制度（本制度でいう「融資対象」(1)の場合）で借り換えることはできません。

しかし、本制度では、新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の指定期間（令和2年2月1日～令和3年12月31日）内に信用保証協会が保証申込受付をし、かつ融資実行された、セーフティネット保証5号に係る既往借入金について、その既往借入金の残高の範囲内で借り換える場合に限り、表面「融資対象」(1)で借り換えることができます。

◆ 経営行動計画書について

- ・ 本制度を利用する場合、経営行動計画書を策定・提出し、金融機関による継続的な伴走支援を受けていただく必要があります。
- ・ 経営行動計画書は、以下の内容全てを満たし、又は含まれている必要があります。
 - ① 計画期間は、計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
 - ② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
 - ③ 申込人が融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
 - ④ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画。
- ・ 経営行動計画書には、国所定のひな型が用意されています。詳しくは、お申込みの金融機関又は京都信用保証協会までお問合せください。